

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

- No. 1 **有害鳥獣対策について**
危機管理室、農林課、農業委員会
- No. 2 **新工業団地整備に係る周辺環境の整備について**
産業立地室、都市計画課
- No. 3 **新スタジアム建設に係る周辺の整備について**
文化スポーツ課、建設課
- No. 4 **市立荒谷小学校の複式学級への移行について**
学校教育課、総務課、生活環境課
- No. 5 **「スポーツ指導者資格」取得時の補助について**
文化スポーツ課
- No. 6 **消防団の多額の現金授受について**
消防本部
- No. 7 **町内会（認可地縁団体）に対する強力な助言等について**
総務課
- No. 8 **標準的行政サービスの徹底について**
生活環境課
- No. 9 **行政運営（サービス）の改善について**
総務課、財政課

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

No.	1	標 題	有害鳥獣対策について
所 管 課 等			危機管理室、農林課、農業委員会
《市民のこえ》 8月初旬に、荒谷地区内の果樹畑で、クマによる食害があったと聞きました。すでに猟友会等により檻の設置等の対応をいただいたとのことで、大変ありがとうございます。該当の園地は、県道沿いの民家に隣接する場所であるため、人的被害が発生するのではないかと心配しているところです。 そこで、最近の鳥獣被害の状況と、今後も含めたその対応策等についてお伺いします。市でも猟銃免許の取得に対する支援やクマ出没対応の訓練等をしてしていますが、市民の安全安心な生活のために直接的な対策をお願いします。			
＜回答及び対応状況＞ 有害鳥獣による農作物被害の状況は、令和元年度が38.6ヘクタール、5,766万円だったのに対し、令和6年度は36.5ヘクタール、5,596万円と減少しましたが、令和7年度においては令和6年度を上回ることが予想されます。 農地を鳥獣害から守るための対策としては、有害鳥獣の捕獲のほか、放置果樹や野菜残渣の撤去、草刈りなどの環境整備、電気柵などの侵入防止対策等を組み合わせて実施することが効果的です。 一般家庭向けの個別の支援策は現在のところありませんが、将来を見据えた対策を実施するためには、地域ぐるみで行うことが大切であると考えています。 市には、鳥獣被害対策業務を専門とする集落支援員と地域おこし協力隊員がおりますので、対策等の提案をさせていただきながら、地域の皆様と一緒に解決策を探っていきます。 また、クマが目撃された場合には、市公式LINEやメール配信サービスにより、出没状況を皆様にお知らせするとともに、天童警察署、山形県猟友会天童支部、防犯協会、見守り隊などの協力を得ながら、巡回パトロールの実施や広報車による注意喚起を行い、さらに、今回のような食害があった場合には、付近に箱わなを設置するなどの対応も行っています。なお、9月1日号市報には、市民の皆様にクマに対する正しい知識を持っていただくため、特集記事を掲載し、出没情報マップやクマによる被害を防止するために守っていただきたい事項について注意喚起を行ったところです。 猟友会に対する支援としては、処遇面での改善を図るとともに、狩猟免許の取得に要する経費への助成を実施しています。さらに、遊休農地の解消に向けた対策としては、発生防止及び解消に向けた取組みに対する支援（遊休農地解消事業補助金等）を行っていますので、ぜひ御利用ください。			

No.	2	標 題	新工業団地整備に係る周辺環境の整備について
所 管 課 等			産業立地室、都市計画課
《市民のこえ》 (仮称)石鳥居東工業団地の整備の内容と現在の進捗状況についてお伺いします。			

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

また、周辺道路の整備や工業団地内の企業に勤務する従業員向けの宅地造成をはじめとした周辺一帯の整備についても再度要望したいと思います。
特に、宅地造成などは、少子化対策の意味も含め配慮をお願いします。

<回答及び対応状況>

(仮称)石鳥居東工業団地整備の進捗状況としては、今年度も用地取得に向けた権利者の皆様への説明を行っているところです。現時点で、権利者の約8割の方々から御協力をいただいております、残りの用地取得に向け、引き続き丁寧な説明を行っていきます。

また、工業団地内に位置する企業の従業員向けの宅地については、現在のところ計画はありませんが、進出企業から要望がありましたら協力していかなければならないと考えています。

市では、新たな移住・定住の促進や周辺集落の活性化を図るため、平成30年から市街化調整区域に緩和区域を設けていますが、さらなる緩和ができないか、現在、市役所内にプロジェクトチームを編成して検討しているところです。

No.	3	標 題	新スタジアム建設に係る周辺の整備について
所 管 課 等			文化スポーツ課、建設課
《市民のこえ》 新工業団地の整備にも関連しますが、新スタジアム周辺一帯の整備に当たっては、人が行き交う、賑わいのある地域になるような計画を希望します。 また、周辺の果樹畑の中には細い道路があり、工事車両やサポーター等の車両の往来で交通渋滞や交通事故等が発生することがないよう配慮いただきたいと思います。特に、バイパスにつながる市道は夕方の時間帯も渋滞が発生しますので、市道の拡幅の検討をお願いします。 さらに、新スタジアムの近隣住民は、完成後の騒音等も心配していますので、生活環境への配慮もぜひお願いします。			
<回答及び対応状況> 新スタジアム建設については、新たな賑い創出のきっかけとなるよう支援をしていく予定ですが、現段階において、市が新スタジアム周辺一帯を整備する計画はありません。市としては、新スタジアム内に設置予定の商業施設や大規模コンサートなど各種イベントの開催によって地域が活性化するよう後押ししていきたいと考えています。 新スタジアムの建設工事は、株式会社モンテディオフットボールパーク（以下「MFP社」）が実施主体となりますが、交通渋滞など生活環境の御心配があれば、市からMFP社にお伝えしますので、市文化スポーツ課まで御連絡ください。			

No.	4	標 題	市立荒谷小学校の複式学級への移行について
所 管 課 等		学校教育課、総務課、生活環境課	

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

《市民のこえ》

令和8年度から、荒谷小学校の2・3年生が複式学級に移行するとお聞きしました。少子化の中で仕方がないことではありますが、子ども達への影響について心配しています。

そこで、今後の小学校の児童数の推移予測と教職員の配置計画についてお伺いします。併せて、市内における統廃合計画や子ども達が不利益とならないような対応策についても、具体的なビジョンをお聞きしたいと思います。

荒谷地区の地域特性として、少子化は他の提言と関連する部分がありますので、小学校だけではなく、総合的な視点での支援をお願いします。

また、少子高齢化対策及び人口減少対策の一環として、公共交通網の整備並びに居住地の近くで住民票等が取得できるようなデジタル化計画の推進を要望します。

＜回答及び対応状況＞

荒谷小学校の児童数の推移については、市全体の少子化の進行と同様、今後も緩やかな減少傾向が続くと見込まれており、令和8年度には複式が1学級、令和10年度には複式が2学級となり、さらに令和12年度には全校児童が33名と、現在の約半数になることが想定されます。

教職員の配置に関しては、国が定めた教員定数及び山形県独自のさんさんプランの定数に基づき配置されますが、複式学級が2学級になりますと教務主任が担任を兼務することになります。市としては、複式学級に関する研修等を精力的に実施し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな複式学級の指導が行えるよう努めるとともに、ICT機器の活用や学習支援員の配置などにより、少人数及び複式学級による不利益を生じさせないよう対応していきます。

少子化の影響は、学校教育だけに留まるものではないため、皆様と共に知恵を出し合いながら頑張っていきたいと考えています。

また、御要望いただきました公共交通網の整備については、現在、ドモスの再構築を考えているところで、どこの地域に住んでいても同じような住民サービスが受けられるようなまちづくりを目標に努力していきたいと考えています。デジタル化計画に関する要望については今後に向けた参考として承ります。

No.	5	標 題	「スポーツ指導者資格」取得時の補助について
所 管 課 等			文化スポーツ課
《市民のこえ》 天童市では、「スポーツ指導者資格」を取得する際の補助制度がありません。 部活動の地域展開を図る中、指導者の確保が大変であるために、父兄がコーチとして指導しているのが現状ではないでしょうか。公認指導者の資格がない方であっても、技術を教えることはできると思います。しかし、成長期の健全な育成を考えると、精神面などを配慮した指導をしていかなければならないのではと感じています。 例えば、公益財団法人日本スポーツ協会の競技別指導者資格の「コーチ1」以上や、公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認パラスポーツ指導員の「初級」以上			

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

などは、資格取得時に安全管理・コミュニケーションスキルなどのカリキュラムがあり、このような資格を持っている指導者であれば、安心して子どもを任せられるのではないのでしょうか。また、現在コーチをしている方たちに指導者資格があれば、継続して指導をしていただける方も増えるのではないのでしょうか。

部活動だけでなく、高齢者スポーツの支援や障がいがある方々へのスポーツ指導は、無給で行っているのが現状です。市民のスポーツ環境の整備を図り、指導者の確保や資質向上を目指すためにも、中山町や紋別市のように「スポーツ指導者資格」取得時の補助をお願いします。

<回答及び対応状況>

市では、スポーツの振興と競技力の向上、若年層のスポーツ指導者の資質向上を図るため、スポーツ指導者の資格を取得する方に対し、天童市スポーツ協会及び天童市スポーツ少年団本部を通じた助成事業を実施しています。

部活動の地域展開を図る上で、有資格指導者の確保は、大変重要な課題の一つです。部活動地域展開の受け皿となり得るスポーツ協会等の競技団体の皆様とも連携し、有資格者の確保に努めていきたいと考えています。

No.	6	標 題	消防団の多額の現金授受について
所 管 課 等			消防本部
《市民のこえ》 上荒谷町内会の年会費は10,000円ですが、その他に各種協力金（消防協力費、日赤社費、共同募金、社協会費等）も含めると実質17,000円前後で、周りの地域（各種協力金も含め10,000円前後）に比べると高いものとなっています。 特に、消防協力費なるものが異常に高く、市から委嘱を受けた嘱託員2名が、消防協力会を組織して隣組長に依頼し、1世帯1,700円の協力金を集めています。約140世帯ある大半の世帯が納めているため、毎年25万円弱の多額の現金が消防団の遊興費のために寄附されています。 消防団が直接集金することは、天童市消防団条例に違反するためにこのような形態を取っていると思われますが、結果として多額の金品を受け取っており、市民から疑念を持たれる行為です。 非常勤特別職の地方公務員である消防団員に対し、懲戒権を含む人事権を有する市として、このような行為は全く問題がなく適切な行為と判断されているのか伺います。町内会が判断する事案ではなく、人事権者として、市内消防団の実態を調査し指針を示す等、適切な対応をお願いします。			
<回答及び対応状況> 消防団は、災害時の対応や火災予防広報等を行っていただいております。毎年、市から分団運営費を支給しています。 消防団が町内会に対して、消防団の活動費として協力要請をすることはなく、この協力費については、本来の消防団業務ではない「地域貢献」に対する感謝という捉え方ができるのではないかと思います。クマの出没時においても、消防団の皆様			

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

には献身的に警戒対応をしていただいています。

なお、他の地域でも協力費のようなものがあり、地域行事等への協力に対する謝礼という意味合いで支給されていると聞いていますが、すべての地域で協力費の支給があるわけではなく、地域によって状況が異なると把握しています。

消防協力費の取扱いについては、その金額も含め、地域の判断によるのではないかと考えていますので、地域の皆様で話し合って、よい方向を導き出していただきたいと思います。

No.	7	標 題	町内会（認可地縁団体）に対する強力な助言等について
所 管 課 等			総務課
上荒谷町内会は、平成4年に、市から地方自治法に基づく認可地縁団体として認可されましたが、数年前にその規約が地方自治法に違反していることが判明し、規約改正の手続きを行っているものの、いまだ法に則った規約制定ができていないという異常な状態が続いています。 令和7年3月にも、町内会総会に規約変更の提案がなされましたが、会員から総務省の解釈に違反している等の指摘をされながら十分な議論も行われず採決・申請したために、市から法違反等が指摘され、申請が受理されなかったと聞いています。 役員等の知識不足、総会の民主的運営の欠如（質問・時間の制限、不誠実回答、拍手による曖昧な採決等）、議長及び監事の機能不全等が大きな原因と思われます。会員（市民）が納得できる正常な運営となるよう、規約変更に当たっては事前審査を徹底し、総務省の有権解釈に基づく統一的な助言等を行ってもらいたいと考えます。 また、協同のまちづくりによる健全な地域の発展を進めるうえで最も基礎的な団体である町内会が、議事録の改ざん、総会議事録等の閲覧手数料1,000円（3年分だと3,000円）の徴収、議事録等の複写不可、役員による会員への暴言・嫌がらせなどのハラスメント、責任が不明確であること等、組織（法人）としての体を成していないことから、自浄作用が働き、コンプライアンス・説明責任が徹底された行政庁認可にふさわしい法人となるよう、今後も強力な助言等を適宜お願いします。さらに、町内会等を対象に、市主催の研修会や情報交換会を定期的に行ってもらいたいと考えます。			
<回答及び対応状況> 御指摘のとおり、上荒谷町内会の令和7年3月に行われた町内会総会で議決された規約の変更については、地方自治法に抵触し得る改正内容が見受けられたため、本市において受理をしておらず、その効力が生じていない状態にあります。 規約の変更については、町内会総会に諮る前に市で事前審査を行いますので、町内会で御検討の上、市総務課まで御相談ください。 町内会を対象とした研修会等については、現在のところ開催する予定はありませんが、規約改正の事前審査等の認可地縁団体を運営する上で必要な支援があれば積極的に取り組んでいきたいと考えています。 なお、町内会の運営については、町内会が自治組織であるため、行政として過度な干渉はできませんので、町内会において会員が安全安心に暮らせるよう、健全な			

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

運営に努めていただきたいと考えています。

No.	8	標 題	標準的行政サービスの徹底について
所 管 課 等		生活環境課	
《市民のこえ》 東根市外二市一町共立衛生処理組合（クリーンピア共立）の「ごみ収集所の設置要領」では、ごみ収集所は20～30戸に1か所を基準とされていますが、現行システムが始まって以来何十年と、上荒谷町内会では約140世帯にごみ収集所が1か所しかありません。 その原因としては、町内会が設置要領や標準的行政サービスへの理解がないことと、廃棄物処理法で一般廃棄物の収集・運搬・処分については市町村の責務とされているにもかかわらず、市が収集について町内会に丸投げ状態にしているからだと思います。 この問題を提起してから1ミリも改善されておらず、真面目に税金を納めている市民が、町内会の理解不足等から結果として連帯責任を取らされ、何十年も標準的行政サービスを受けることができないという現代社会ではありえない状況となっています。 上荒谷においては、ごみ収集所のための土地の提供を申し出る者もあり、市として法律上の責任に基づき、標準的行政サービス提供のため早急に町内会等に対して指導をお願いします。 また、町内会に加入していない世帯が収集所にごみを捨てる場合、町内会は5,000円を徴収しており、その適否を含め、根拠を示して徴収するよう指導をお願いします。			
＜回答及び対応状況＞ 本市では、効率的なごみの回収を行うため、ごみ収集所を利用したステーション回収方式でごみ収集を行っています。東根市外二市一町共立衛生組合のごみ収集所設置要領では、利用世帯数20～30戸に1箇所を基準としています。なお、基準どおりに必ず設置しなければならないものではありません。なお、基準によれば、この地域には5箇所程度のごみ収集所を設置することは可能ですが、ごみ収集所の維持管理は設置者（町内会）にお願いすることになりますので、新規設置については町内の皆様で話し合ってくださいますようお願いいたします。なお、ここ数年、同じような御意見をいただいておりますが、基本的な考え方は、町内会内でのごみ収集所設置に対する合意形成がポイントかと思えます。今後、市の担当者、町内会長、環境衛生委員とで話し合いをさせていただきます。 また、町内会に加入していない方が収集所を利用する際に、利用料金を徴収していることについては、裁判の判例もあることから可能であると思われますが、その金額については、維持管理費等の面から適当な金額を御検討いただければと思います。			

荒谷地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年9月26日開催

No.	9	標 題	行政運営（サービス）の改善について
所 管 課 等		総務課、財政課	
《市民のこえ》 天童市は、県内市町村の中でも財政の健全度が高く、ある会社が発表した「街の住みこちランキング2025」では県内第1位だそうです。隣の山形市、東根市と比較すると、基本的な行政運営レベルが低下していると感じています。 例えば、代表電話につながりにくい、相談窓口で同じ内容の説明を複数回求められる、国の給付金の支払いが遅い、団体指導等のノウハウ不足、標準的行政サービスの不徹底などです。 市長の市政運営の方針として、「Tendo リノベーション」が掲げられていますので、ゼロベースで業務を見直していただきたいと思います。 また、これらの問題は、そもそも市の職員数が少ないことによる構造的問題ではないかとも感じていますので、以下のデータの提供をお願いします。 (1) 直近の市職員数、そのうちの非正規職員数（会計年度任用職員数等） (2) 直近3か年の定年退職者以外の退職状況（内訳として、年代毎・性別毎） (3) 直近3か年の未収金の状況（内訳として、主なものの件数と金額）と令和6年度末未収金総額			
＜回答及び対応状況＞ 代表電話がつながりにくい、国の給付金の支払いが遅い等の御指摘についてはお詫び申し上げますとともに、今後、少しでも事務改善が図られるよう職員一同努力していきます。なお、御依頼のありました市職員数、退職状況、未収金の状況等のデータについては以下のとおりです。 (1) 直近の市職員数、そのうちの非正規職員数（会計年度任用職員数等） 令和7年4月1日現在の市職員数は880人です。そのうち、会計年度任用職員数は350人となっています。 (2) 直近3か年の定年退職者以外の退職状況（内訳として、年代毎・性別毎） 令和4年度から令和6年度の3か年における定年以外の退職者数は27人でした。年代別では、50歳以上が7人、40歳代が3人、30歳代が12人、20歳代が5人です。性別では、男性が14人、女性が13人となっています。 (3) 直近3か年の未収金の状況（内訳として、主なものの件数と金額）と令和6年度末未収金総額 令和4年度の単年度未収金は、総額で6億2,579万9千円であり、件数は13,946件となっています。そのうち市税が5億9,508万2千円となっており、件数は13,844件となっています。 令和5年度の単年度未収金は、総額で6億4,838万4千円であり、件数は14,420件となっています。そのうち市税が6億1,771万4千円となっており、件数は14,315件となっています。 令和6年度の単年度未収金は、総額で6億3,908万円であり、件数は14,095件となっています。そのうち市税が6億679万2千円となっており、件数は13,999件となっています。			